

## 南会津建設事務所管内防護柵等設置ガイドライン

### （前文）

県は、福島県景観条例及び福島県公共事業等景観形成指針に基づいて、良好な景観形成の推進を図ることとしている。

その中でも南会津地域には、日光国立公園、越後三山只見国定公園、県立公園をはじめ豊かな自然に恵まれており、この地域内において公共事業を実施する場合、自然との調和を図ることが特に重要である。さらに、地域内では、良好な景観形成のために、「館岩村ふるさと景観づくり推進条例」、「美しい檜枝岐村をつくる条例」、「うつくしい只見町の風景を守り育てる条例」が定められている。

このようなことから、南会津地域内において景観形成に関して先導的役割を担うことが要請される公共事業を実施する場合は、これらの条例等の主旨を踏まえて、良好な景観形成を積極的に推進する必要がある。

### 1 目的

良好な沿道の景観形成を図るために、道路等に設置する防護柵等の構造、形態、色彩、設置について、南会津管内防護柵等設置ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を定めるものとする。

### 2 適用区域

このガイドラインを適用する区域は、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町の行政区画の南会津建設事務所が管理する区域とする。

### 3 防護柵等の種別

このガイドラインの対象とする防護柵等は次のものとする。

- 1 ) ガードレール等防護柵
- 2 ) 高欄
- 3 ) その他交通安全施設等

### 4 防護柵等の構造と形態

防護柵等の構造は防護柵設置要綱（（社）日本道路協会）の基準に基づくとともに、防護柵等を設置する周辺の自然景観や施設等との調和に十分配慮して、形状と意匠を選定するものとする。

## 5 防護柵等の色彩

防護柵等の色彩は、周囲の自然景観に配慮して良好な景観形成を図るために、原則として、(別表1)に示すこげ茶系の色彩を基本とする。なお、視認性、安全性等、現場状況に応じ、(別表2)に示す反射テープを張りつけるものとする。

## 6 防護柵等の設置

防護柵は、新規に設置する場合及び補修する場合にこのガイドラインに従って設置するものとする。

## 7 木製デリネーター

デリネーターの設置に際し、自然環境等の条件に配慮して、15道417号による木製デリネーター(別表3)の採用も考慮する。

## 8 防護柵等の維持管理

防護柵等の維持管理においては、本ガイドラインの規定に基づいて行うものとする。

## 9 その他

このガイドラインの規定にない他の運用については、別に設置するガイドライン検討委員会に諮って定めるものとする。

## 10 事務担当

このガイドラインに係る事務は、管理計画グループで所管する。

### 附則

このガイドラインは平成16年1月23日から施行する。

平成18年 4月 1日一部改正

(別表1) 防護柵等の色彩

色 彩	標準マンセル値
こげ茶色 ダークブラウン (DB)	(色相) (明 度) (彩 度) 10YR 2.0 ~ 3.0 / 1.0 ~ 2.0

(別表2) 反射テープの色彩

色 彩	設置方法
白色系又は黄色系	幅 2cmのものを支柱に1箇所設置する

(別表3) 木製デリネーター

種 類	仕 様
タ イ プ 1	1 - A タイプ ( 60mm L=1.4m ) 1 - B タイプ ( 90mm L=1.4m )